

PART 2

基礎解説

協働ってなに？

協働ってよく聞くけれど、そもそもどういうことなの？
と思われる方のために、「なぜ協働なのか」について
わかりやすくお答えします！

なぜ協働？

ライフスタイルや価値観が多様化する中、地域の課題はますます多様化・複雑化しており、「公平・公正なサービスの提供」を原則とする行政だけで対応することは難しくなっています。一方、市民にとっても、個人や特定の地域団体だけでは解決できない状況となっており、行政と市民、市民と市民など様々な主体が協働して地域課題を解決することが重要になっています。

社会背景の変化／課題の多様化

少子高齢化
. 収入格差
核家族
高齢者介護 情報格差
母子家庭・父子家庭 勤務時間の多様化
環境意識の高まり グローバル化
単身高齢者



個人や団体だけでは
解決できない



市民

行政だけでは
対応できない



明石市

明石市の動き

明石市は平成18年に開催された学識経験者やコミュニティ推進組織の関係者等で構成する「明石市協働のまちづくり推進会議」からの提言を受け、協働のまちづくりに取り組んでいます。

平成22年4月には、「明石市自治基本条例」を施行。まちづくりを進めるため、市民、市議会、市長など明石の自治を担う全員で共有しなければならぬことを条例で決めました。市民が主体となったまちづくりを進めていくための自治の基本原則が、「市民参画」「情報共有」「協働のまちづくり」です。その一つ、「協

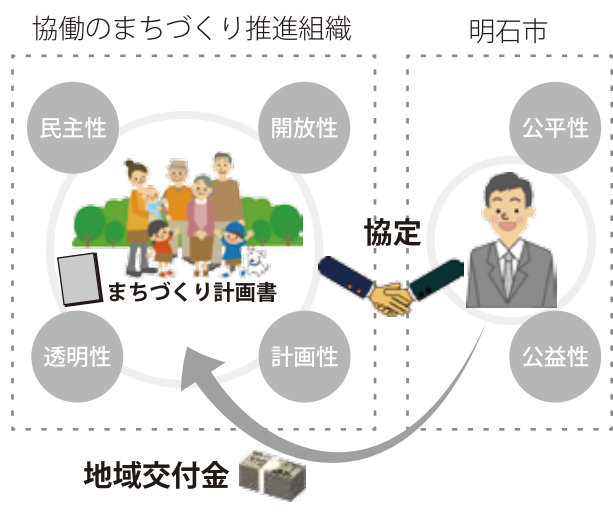
働のまちづくり」では、小中学校をまちづくりの基本的な単位とし、小学校区コミュニティ・センターを拠点とすること、小学校区ごとに多岐にわたる地域課題に総合的に対応する「協働のまちづくり推進組織」を設立する仕組みを定めています。

今後の方向性

今後は、まちづくり計画書を策定した地域から順に「地域交付金」を交付することを検討しています。地域交付金とは、使途や事業を限定せずに、地域の創意工夫で、地域課題解決のために自由に活用できる補助金制度です。住民主体のまちづくりをより推進するため、現在詳細を検討中です。

今後の方向性について

- 「(仮称) 明石市協働のまちづくり推進条例」での検討内容 -



明石市のこれまでの取り組み

明石市は、全国に先駆けて「コミュニティ都市」を宣言し、コミュニティづくりに力を注いできました。昭和47年より設立が開始された中学校区単位のコミュニティ・センターは、中学校区ごとに地域住民が集まり、運動や学習、趣味を通して、住民同士が自分たちの手で住みよい地域社会を作り上げていくことを目的としています。当時、このような施設は珍しかったため、全国各地から視察がありました。

昭和46年	衣笠哲市長が「人間優先の住みがいのあるコミュニティづくり」を市政運営の柱として取り組む
昭和47年	大蔵コミュニティ・センターと大久保コミュニティ・センターを設立
昭和50年	「コミュニティ元年」を宣言
平成16年	施政方針の5つの重点施策に「市民参画と協働」が挙げられる
平成18年	「協働のまちづくり提言—協働のまちづくり推進に向けて」を策定 小学校区コミュニティ・センターの充実化開始
平成22年	「明石市自治基本条例」を施行 市民活動団体が主体となり行政と連携して公益的な事業を行う「パイロット協働事業」を開始
平成23年	「(仮称) 明石市協働のまちづくり推進条例検討委員会」を設置 「明石市市民参画条例」を施行
平成24年	「(仮称) 明石市協働のまちづくり推進条例」中間まとめを作成 校区まちづくり組織の組織強化を図る「協働のまちづくりの仕組み構築に関わるモデル事業」を開始

1. 「協働」できる事業

公共を担う取り組みを市民／市という役割で分類すると、以下のA～Eのように5段階に分けることができます。そのうち、市民主体で取り組むAと市主体で取り組むEを除くB～Dが協働できる事業になります。

協働の可能性がないEの領域は右図のようにごく一部であり、多くの事業が市民と協働できます。

協働の可能性がない事業

行政処分
許認可、指導、賦課徴収、個人給付など

内部管理事務等
人事、起債、補助申請、決算など

A 市民主体	B 市民主導	C 市民／市	D 市主導	E 市主体
市民が主体的に活動する	市民が主導し市が支援する	市民と市がそれぞれの主体性の下に連携・協力して実施する	市が主導し市民の参加を得ながら行う	市の責任と主体によってしか行えない

協働の領域

協働に適した事業

- 多くの市民の参加が必要なもの**
市民がスタッフやボランティアとして参加できるものや市民のネットワークやアイデアを活かせるもの
例) イベント、講演会、啓発事業
- 地域と密接な連携が必要なもの**
地域課題を解決する取り組みや、実情にあわせる必要があるもの
例) 防犯パトロール、防災訓練、ごみ減量化、施設の管理運営
- 各主体が当事者性を発揮することが必要なもの**
自ら受益者の立場にもなり得るような当事者性が発揮できるもの
- きめ細かな対応が必要なもの**
柔軟な対応が求められるものに対応することで、満足度の高いサービスを提供できるもの
例) 子育て支援事業、高齢者支援事業、障害者支援事業、音訳・点訳
- 特定分野における専門性や希少性が必要なもの**
特定の分野に関する専門性やネットワークを活かして取り組むことが有効なもの。但し、事業者に委託の方が効率的なものは除く
例) 健康づくり事業、芸術・文化に関する事業、生涯学習に関する事業

2. 「協働」の形態

代表的な市民と行政の協働のカタチ

A 市民主体	B 市民主導	C 市民/市	D 市主導	E 市主体
--------	--------	--------	-------	-------

←灰色：おおよそ該当する領域

補助

パートナーが行う事業に対して財政的な支援を行うことで、公益を実現する協働形態。市が取り組みにくい事業を支援することで、多様な市民サービスの提供が可能となる。事業の実施主体であるパートナーの自主性、自立性を尊重することができます。

A 市民主体	B 市民主導	C 市民/市	D 市主導	E 市主体
--------	--------	--------	-------	-------

後援

パートナーが実施する事業の公益性を認め、名義後援など社会的信頼性を増すように資金以外の支援を行う協働形態。事業に対する理解や関心、社会的信頼が増すことが期待できます。

A 市民主体	B 市民主導	C 市民/市	D 市主導	E 市主体
--------	--------	--------	-------	-------

事業協力

パートナーと市がお互いの特性を活かし、一定期間継続的な関係で協力し合いながら事業を実施する協働形態。アダプトプログラムもここに含まれます。双方の特性が活かされ、より効果の高い事業を実施することができます。また、話し合いの機会が増えることで深い信頼関係を構築できます。

A 市民主体	B 市民主導	C 市民/市	D 市主導	E 市主体
--------	--------	--------	-------	-------

委託

市が責任を持って担うべき事業を、パートナーの特性を活かしてより効果的に実施するために、事業の全部または一部を委ねる協働形態。パートナーの特性が発揮されることで、行政にはない創造性や先駆性が期待でき、きめ細やかなサービスの提供が可能となります。

A 市民主体	B 市民主導	C 市民/市	D 市主導	E 市主体
--------	--------	--------	-------	-------

共催

パートナーと市が共に主催者となって事業を行う協働形態。パートナーの豊かな発想とネットワークが活かされ、広く市民参加を呼びかけることができます。また、企画段階からの話し合いなどにより、相互理解が深まり、信頼関係を構築できます。

A 市民主体	B 市民主導	C 市民/市	D 市主導	E 市主体
--------	--------	--------	-------	-------

実行委員会

パートナーと市が実行委員会や協議会を構成し、主催者となって事業を実施する協働形態。「共催」と同様の効果が期待できます。

A 市民主体	B 市民主導	C 市民/市	D 市主導	E 市主体
--------	--------	--------	-------	-------

情報交換・情報提供

パートナーと市がそれぞれ持つ情報を提供し合い、それを活用する協働形態。政策提言などもここに含まれます。専門的で高度な情報を得ることができます。また、地域の課題や市民の声を的確に把握することができます。お互いに情報を共有し合うことにより、それぞれの事業内容を充実させられます。

A 市民主体	B 市民主導	C 市民/市	D 市主導	E 市主体
--------	--------	--------	-------	-------

3. 「協働」のパートナー

協働事業を実施する際には、一人でも多くの市民を巻き込み、市民の「力」を引き出すことが大切です。協働のパートナーには主に以下のようなものがあります。それぞれのパートナーの特性に応じた協働事業を組み立てましょう。

自治会・町内会

特徴として、地域性、多様性、公益性、相互扶助などが挙げられます。また、市と市民の橋渡しの役割を果たしているなど、地域内での人的ネットワークを持っています。

校区まちづくり組織（まちづくり協議会）

自治会・町内会といった地縁による団体やテーマ型団体など各種団体が加入、連携・協力し、主に小学校区単位でまちづくりに取り組む組織です。

様々な団体が連携・協力していることから、地縁団体とテーマ型団体のそれぞれの特徴を有しており、小学校区を代表する組織として、小学校区内の様々な地域課題の解決に取り組んでいます。

ボランティア団体／NPO など テーマ型の市民活動団体

自主性、専門性、機動性、先駆性などの特徴があり、多様化した住民ニーズに迅速かつ柔軟に対応することができます。

事業者（企業）

最近ではCSR（企業の社会的責任）という概念の広がりにより、地域と連携した社会貢献活動、公益活動を行っている企業が増えています。

その他の団体

大学などを含めた学校法人、財団・社団法人、社会福祉法人など、公益的活動を行っている団体が数多くあります。

パートナーの見つけ方

①情報収集をする

- ・各種団体のホームページや広報紙から情報を収集する。
- ・各種団体の行事に参加し、その団体が持つ特性や能力を把握する。
- ・既に協働事業を実施している担当課の情報を収集する。
- ・コミュニティ推進部市民協働推進室が持っている情報を収集する。
- ・明石コミュニティ創造協会が持っている情報を収集する。
- ・明石市社会福祉協議会のボランティアセンターの情報を収集する。

②パートナーを選定する

選定にあたっては、以下の点に気をつけましょう。

- ・事業の遂行能力（活動実績や組織体制など）、組織運営の健全性、事業目的と各種団体の活動目的との整合性などを総合的に勘案しましょう。
- ・公平、公正な選定手続きと、選考経過の公開を行いましょ。
- ・過去に実績のあった団体などとの依存関係や既得権益化を避けましょ。

明石市内195の
市民活動団体を紹介



「明活 -MEIKATSU-」
発行：明石コミュニティ創造協会

4. 「協働」のステップ

